

歴史的な文書の壮大なコピペ

JJ1SXA/池

産経新聞(2015.12.17)の「正論」欄に、西修駒沢大名誉教授が、「GHQによるコピペ(盗用)にすぎない現行憲法を放置してよいのか」と言う記事が載った。

「日本国憲法前文は、歴史的な文書の壮大なコピペであるといえる」という内容だ、アメリカ合衆国憲法(1787年)前文、米英ソ首脳によるテヘラン宣言(1943年)、米英首脳による大西洋憲章(1941年)の文章がほとんどそのまま、コピペで、日本国憲法前文が書かれている、その他にも、歴史的文書、「リンカーンのゲティスバーグ演説(1863年)」や「米国独立宣言など」も日本国憲法前文に影響を与えたと思われることがあることだ。

また、氏は、「憲法前文は、国の最高法規たる憲法の『顔』と位置づけることができる。世界の多くの国の憲法前文には、その国の国民が発した独自性(オリジナリティー)と国民としての同一性の確認(アイデンティティー)が刻まれている。これらが前文に欠如しているのは、日本国憲法の最大かつ本質的な欠陥である」と述べている。

何故こんなことになったかについては、「連合国軍総司令部(GHQ)で、日本国憲法の原案たる『総司令部案』を作成するにあたって、わずか1週間ほどの期間しか与えられていなかったことである。1週間程度で、いやしくも一国の憲法を作成することは至難の業である。いきおい、手元にある文書のなかから、作成者の好みに合う文章をつぎはぎすることになった。」とのことだ。

これが学生リポートなら、内容以前に剽窃(ひょうせつ)行為は論外だとして単位はもらえないはずだ、日本がこんな質の悪い盗作憲法を未だに頂いていることは恥ずかしいと思う。

先の安保法制の国会論議で、憲法学者なるものが、違憲だ違憲だと騒いでいたが、こんないきさつについてはどんな感覚でいるのか、また、護憲、護憲と叫ぶ者たちは、こんないきさつを知ってか知らずか、伺いたいものだ。

連合国のというか、米国の占領政策の下、日本を封じ込めるための基に書かれた憲法を、一字一句変えること相成らぬと言う、護憲論者は、眞の日本国民と言えるのか、眞の日本国民のための新憲法を渴望する。

全国の弁護士有志でつくる「安保法制違憲訴訟の会」が12月21日、安全保障関連法の違憲性を問う大規模な訴訟を来年春にも起こす方針とのことだ、憲法に違反する安保法制に基づく自衛隊の出動や活動の差し止めと、憲法が保障する平和的生存権などの侵害で精神的苦痛を受けたとして国家賠償を求めるということだが、日本の国益についてはどのように考えているのだろうか、法律の条文にこだわるなら、この日本国憲法の前文を検討することからスターしろと言いたいが如何か。

(22.Dec.2015 記)